

番号 : 130961

国名 : モンゴル

担当部署 : 人間開発部 基礎教育第一課

案件名 : 特別支援教育にかかる情報収集・確認調査（社会福祉）

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : **社会福祉**

(2) 格付 : 3号

(3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2013年10月下旬から2013年12月下旬まで

(2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 1.00M/M、合計 1.50M/M

(3) 業務日数 :

国内準備期間 5日

現地業務期間 30日

国内整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 正1部、写4部

(2) 見積書提出部数 : 正1部、写1部

(3) 提出期限 : 10月9日(12時まで)

(4) 提出場所 : 調達部受付 (JICA本部1F)

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針 :

- | | |
|-------------------|-----|
| ①業務方針の的確性 | 6点 |
| ②業務方法の整合性、現実性等 | 12点 |
| ③当該業務実施上のバックアップ体制 | 2点 |

(2) 業務従事者の経験能力等 :

- | | |
|----------------------------|-----|
| ①類似業務の経験 | 40点 |
| ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8点 |
| ③語学力 | 16点 |
| ④その他学位、資格等 | 16点 |

(計100点)

類似業務	社会福祉分野にかかる各種業務
対象国／類似地域	モンゴル／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等 : 特になし

(2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

モンゴルではインクルーシブ教育/特別支援教育に関する専門家養成機関が存在せず、旧社会主義体制下の旧ソビエト（現在のロシアやウクライナ）で学習した中高年代の教員が、OJTで若手教員を養成しているのが現状である。しかしながら、女性は55歳、男性は60歳で定年を迎えることが一般的なモンゴルでは、旧ソビエトで教育を受けた専門教員が退職し始めており、若手教員の養成が急務となっている。

現在、ウランバートル市内には6校（モンゴル全体でも10校未満）の特別学校があり、約2,000人が就学しているが、約15,000人は普通学校に就学し、障害児でありながらも普通の学生と同じ教育環境におかれている。ウランバートル市内にある6校の特別学校のうち、1校は聾学校、1校は盲学校、他4校は各区において知的障害やその他の身体障害、ダウン症、自閉症等の障害を持つ障

害児と、不登校や中退した健常児を受け入れている。教育科学省の政策では、インクルーシブ教育を掲げており、すべての教員が障害児を扱うようになることを目指しているが、現状は、教員評価が生徒の成績によっているため、障害児を避ける傾向にある。また、障害者に対する社会での受容が進んでいないことから、普通学校にも就学していない障害児（例えば、家にこもりっきりになっている障害児）が多くいると推定され、その場合、国連ミレニアム開発目標（MDGs）で達成されたとされる「すべての子どもたちが初等教育を修了する」を表す就学率・修了率についても、達成していない可能性がある（一部資料では障害児の就学率は15.7%）。

一方、教員現場だけでなく障害者支援に係る行政官についても同様で、学校現場において障害児のスクリーニングや検査等を行う病院スタッフの育成が求められているが、どのような基準で特別学校に行かせるのか、普通学校に就学させるのかについても明確な基準がなく、まずはスクリーニングの基準づくり等行政側の能力強化が必要となっている。例えば、児童に障害があるとわかっている場合、直接特別学校に入学申請することができ、小児科医と指導主事で障害のレベル等を診断しているが、障害があるとわからずに通常の学校に入学した場合、適切な処置が遅れるために障害がひどくなるケースもある。このため、特別学校の教員の早期診断能力のみならず、通常の学校に勤務する教員の能力強化も求められている。特別支援教育に特化した教員免許はなく、通常の教員養成課程を経た教員がOJTで特別学校において教えており、体系的な教員養成課程が必要となっている。

このような中、モンゴル政府は今般「障害者支援に係る国家プログラム（第2期）」を制定予定であり、新たな上位計画の下で障害児への教育への取り組みを進める計画である。このため、モンゴル政府は特別支援教育に関する協力を我が国に要請しているが、これまで我が国による同分野での協力実績はなく、特別支援教育の現状及びモンゴル政府の政策等に関する基礎的な情報収集、並びに障害者、障害児をとりまくモンゴルの社会福祉全体に関する情報を収集した上で案件形成を行う必要がある。また、我が国の特別支援教育の分野での協力実績は少ないとから、同分野における日本国内のリソースについても情報を収集した上で支援の基盤を整備する必要がある。このようなことから、特別支援教育に関する情報収集・確認調査を行う。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る情報収集・確認のために必要な以下の調査を行う。

具体的の担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2013年10月下旬～11月上旬)

- ① モンゴル政府文書、要請案件調査票等をレビューし、同国の社会福祉の現状と課題及びこれまで我が国が実施してきた協力の概要を把握する。
- ② 特別支援教育団員の実施する、モンゴルを含む途上国において同分野での技術支援・制度構築支援等が可能と思われる日本国内リソース（機関、人材）の情報収集に協力する。
- ③ 担当分野の業務計画書案(和文)を作成の上、JICA人間開発部の開催する対処方針会議に出席し、JICA関係部署による確認を経たうえで業務計画書を提出する。

(2) 現地業務期間(2013年11月上旬～12月上旬)

- ① JICAモンゴル事務所に業務計画書を提出し、承認を得る。
- ② モンゴルの社会福祉分野に関し、以下の点を確認する。
 - ア) 社会福祉に関する関係省庁の役割分担、政策、制度
 - イ) 障害児診断の制度、現状
 - ウ) 省庁横断ワーキンググループの活動の現状（関連して国際NGOであるADRA等当事者団体への訪問、関連ボランティアへのヒアリング等も行う）
- エ) 障害者の雇用に関する現状
- ③ 上記調査結果に基づき、現地業務期間の後半で、モンゴルにおける特別支援教育分野の支援の方向性（案）を作成し、JICAモンゴル事務所と協議の上、協議結果をまとめる。
- ④ JICAモンゴル事務所に対し、業務の成果、提言等を含む担当分野の報告書(和文)を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

(3) 帰国後整理期間(2013年12月上旬～中旬)

- ① 特別支援教育団員の実施する、モンゴルを含む途上国において同分野での技術支援・制

度構築支援等が可能と思われる日本国内リソース（機関、人材）の情報収集に協力する。

- ② 帰国報告会に出席し、担当分野にかかる調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る情報収集・確認調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野にかかる情報収集・確認調査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒ソウル⇒ウランバートル往復を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本邦から派遣される団員はコンサルタント団員のみを想定します。両コンサルタント団員の派遣時期は同時に11月上旬～12月上旬を想定しており、特別支援教育団員とも協議の上決定していきます。なお、11月4日～9日は現地の学校が休暇になるため留意ください。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 特別支援教育（コンサルタント）
- ウ) 社会福祉（コンサルタント）

③便宜供与内容

当機構モンゴル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳傭上
必要に応じ、日本語⇒モンゴル語の通訳を傭上します。
- オ) 現地日程のアレンジ
機構がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

- (2) 参考資料

・要請案件調査票

上記資料はJICA人間開発部基礎教育第一課（TEL:03-5226-8315）にて配布します。

- (3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

以上